

## 建設工事発注にかかる一抜け方式入札試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に試行する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 一抜け方式とは、次条の規定により対象とする競争入札に付す複数の案件において、予め定めた順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする入札方式をいう。

### (対象工事)

第3条 発注機関の長は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について、発注機関の競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）に諮ったうえで一抜け方式の対象工事（以下「対象工事」という。）として指定することができる。

- (1) 一の発注機関により発注される案件であること。
- (2) 落札者決定方式が価格競争方式の案件であること。
- (3) 発注工種（落札者に求める許可を受けた建設業の種類）が同じ案件であること。
- (4) 主任（監理）技術者の配置期間（専任又は非専任かは問わない）に重複する期間がある案件であること。
- (5) 入札参加要件（地域要件、及び格付け並びに総合点又は経営事項審査総合評定値等）の区分が同一又は重複する区分の案件であること。
- (6) 対象工事数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。
- (7) 原則として、公告日（又は指名通知日）及び開札予定日がそれぞれ同

一日の案件であること。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 指名競争入札において一抜け方式を実施する場合、指名業者数は三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱第4条第1項第1号の規定による数以上とし、対象工事数を考慮して競争性が確保できると判断できる数とする。
- (2) 対象工事を一般競争入札により執行する場合、入札参加申請者数が対象工事数以上見込まれる参加条件の設定に努めるものとする。
- (3) 原則として、対象工事の開札は設計金額が高い順に設定するものとする。なお、対象工事の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定するものとする。
- (4) 落札者の決定は原則として開札順に行うこととする。  
なお、先に開札した案件が、三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づき落札決定を保留した場合も同様とする。
- (5) 先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降にも参加している場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。
- (6) 対象工事を指名競争入札により執行する場合で、順に落札者を決定した結果、有効な応札者数が1者となる案件は中止とする。
- (7) 複数の対象工事の入札に参加する者に対し、参加資格要件を証するため提出する書類（企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書、納税確認書・証明書等）について、同一の内容であってもそれぞれ案件ごとに提出を求めるものとする。

(手続き)

第5条 対象工事の入札手続においては、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札公告又は指名通知時に当該案件が「一抜け方式の対象工事」であることを明示すること。なお、この際落札者決定順を併せて明示するとともに、入札公告又は入札条件に先に開札した案件で落札者となった者の次案件以降の入札を無効とする要件を追加すること。
- (2) 前条の取扱いについて、入札公告等に明示すること。

(その他)

第6条 一抜け方式の試行にあたって、この要領に定めのあることのほか、必要な事項のある場合は各発注機関で定めるものとする。

附 則 この要領は、平成29年6月1日から施行する。